

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立諫早青少年自然の家利用細則

令和7年8月4日制定

(趣旨)

第1条 国立諫早青少年自然の家（以下、「施設」という）の利用に関しては、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(個人利用者の範囲)

第2条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第2条第3項の規定に基づき、個人で利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 研修・利用・調査研究に関する相談を行う者
- 二 青少年教育に関する連絡及び協力を行う者
- 三 青少年教育関係図書・資料等の閲覧を行う者
- 四 その他所長が適当と認める者

(利用の申込み)

第3条 施設を利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類を、定める期間内に所長に提出するものとする。

(利用の承諾)

第4条 所長は、利用申込みがあった場合は、国立諫早青少年自然の家審査要領に基づき審査を行うとともに、施設・設備の状況、従来の利用状況、その他諸般の事情を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。なお、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うことがある。

(利用承諾の取消)

第5条 所長は、施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の承諾を取消することができる。

- 一 第6条各号に違反するおそれがある場合
- 二 第13条第1項に抵触した場合
- 三 その他所長が特に必要と認めた場合

- 2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、利用申込の受付を制限することができる。

(禁止事項)

第6条 施設においては、次の行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持・反対するための政治教育その他の政治的活動。
- 二 特定の宗教を支持・反対するための宗教教育その他の宗教的活動。
- 三 その他、施設の設置目的に反する活動や他の団体の活動への妨げになる活動、法令違反、公序良俗に反する活動、施設のイメージを損なうおそれのある活動

(利用者の入・退所等)

第7条 利用者は、原則として、9時から17時までの間に入・退所するものとする。

- 2 利用者は、諫早自然の家によるオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第8条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

- 2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第9条 利用者は、宿泊室・研修室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第10条 利用者は、原則として、諫早自然の家が委託する業者（以下、「レストラン」という。）が提供する食事を摂るものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の食事の代金は、利用者が直接レストランに支払うものとする。

(飲酒及び喫煙)

第11条 利用者は、飲酒を希望する場合、予め、所長に申し込むものとする。

- 2 所長は、前項による申込みがあった場合、飲酒の許諾を決定し、場所及び時間を指定の上、当該申込者に通知する。
- 3 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。
- 4 利用者は、所定の場所で喫煙する際、周りの者が受動喫煙にならないよう、十分に配

慮するものとする。

(破損亡失の弁償責任)

第 12 条 利用者は、故意又は重大な過失により施設の施設・設備等を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第 13 条 利用者は、施設の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定及び利用規則第 6 条各号に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(雑則)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

(附則)

この細則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行し、国立諫早青少年自然の家利用規定（平成 25 年 7 月 31 日制定）は廃止する。